遣唐日本紀事

13
584
1

113
584
1-5

113
584
1

遺厄日本紀事序

文化初載俄羅斯四人屢寇我北陸最後
官虜其舶首元老尹等七名幽諸松前曲狀事情逮
癸酉之歲遣屬官馬場貞由親接得其語是歲俄羅
斯舶未遂縱之還國南後元老尹述其本末為書二
策取利谷兒陀所記附之名曰遺厄日本紀事鐫成
傳諸猶恐逸郁和蘭人亦既重譯鏤刻焉去歲和蘭
人入貢甲必丹揚谷孤蒲龍和秘齎列江戶貞由以
揚谷孤語次屢及松前之事察必有其說詰問求之
果有之矣切請閱焉事之本末載而不洩唯憾彼此

之情不通而事理之相乖者不寡矣楊谷孤曰松前
之事予與而悉之此書公布于天下而有此乖悖
吾豈可為我
國家得默而止乎哉吾質其非以為賜奈何楊谷孤
甚然其言許而貸焉自由謀於景保達諾
官謄寫分為本編十二卷附録二卷進呈自尋奉
内旨起稿共七月此僅譯成三卷遽羅疾而不起於
是又告
官使杉田立卿青地林宗績譯之三更裘葛始能脫
稿乃今茲將先校訂繕寫以進呈之述其來由以冕

其首云爾

文政八年乙酉冬十月

測量所　　高橋景保謹識

元老院自序

元老院議官人等日新の事實を知らんと欲す
人皆知る所なり昔日新政議官人の多数のみと
知らんと欲す況んや同じく今事に携はる者を
政議官人多数集まり通高せしむる風俗事
實如何を書き記せる物なりとも公論の論多
くして更に伝ふ世の風俗の移り変る
何国も同一事なり政議官人皆通高を楽む也
然るに百年後に於て今の日新の
事実を知る志ある者

阿蘭陀人民長崎ニ到リ交易ヲ許サレタル日ヨリ
数年ヲ経テ猶ホ稍ク日本人ト親ク交ル事ヲ得ルニ
至リテ新事ヲ見聞スルモノ多ク風俗ヲ国風
事実ヲ審ニ編集スル事ヲ務ムル阿蘭陀
人ハ世人ノ知ラザル地理ヲ記シ其ノ記ヲ秘シテ
漫ニ人ニ示サズ（シキユルツ人口ルーセンステルニ人の流行谷口と称する説長崎）
ヲ知ラザル所ノ物産都鄙の譯者我国の全部切支丹
ゴール島口碑ノ説判セザル物モ亦解セザルナク
ノミ知ノ如ク物ヲ秘スル者ニ在リテ阿蘭陀ノ
他ノ政教ニ及ボスモノ大ナリ阿蘭陀人
ノミ知ノ如ク物ヲ秘スル者ニ在リテ阿蘭陀ノ

通商ヲ許セシ国家ニシテ好事ノ人ニシテモ亦国
風事実ノ精細ナル事ヲ知ラザルノ能ハザル所ナリ
故ニ国ニ帰ルノ日ニ及ビ彼地ニ於テ見聞スル所ノ物ヲ
編集シテ世ニ示ス（自然ト世ニ若シ此ノ国ニ入テ形容スル物ヲ編集シ
シテ世ニ示ス）実ニ此ノ如ク概略ノ一冊ヲ編集シ此ノ異
ナル諸者ノ事実ヲ知ラザルモノ事実
著述セザルノ者ヲ高等ニシテ国俗ヲ編集セ
若干養ヒタルモノ有リ
ヲモ世人ノ作ヲ著述セザルノ如ク自己ノ利益ノ為
ニ是ヲ著述セシ序文例ヲ付ケ称シ彼ノ記ノ

日本國語をもて稍華文に譯し冊を切屋
に出すものなれども猶ほ未だ世用に見るべきを
記載するのみ

俄羅斯國軍艦長　瓦西利瓦老尹誌

我兒序言

原書は俄羅斯國語なるを猶遼邦人の
ヨミシキユルシ所者なれ國語譯者は俄羅斯語を
讀しなるを其書を能く譯するを能はざるを以今
猶遼邦の譯出を待て其邦語譯出を元
老尹の自序を讀て今又之を附して學者の
但其文を譯出を者に稱益かるべき實を稱
ふ譯者として其人又其譯讀者の益
有らんを願ふ事なり

千八百十七年一月十日

遭厄日本紀事巻之一上編

馬場貞由譯
高橋景保校

蝦夷地方抗海の世説端

○千八百十一年寛政文化八年三月初六日我国の長崎カムシヤツカ（地名）に帝王の軍艦ヲヲヤナ海上巡察の為南方に赴き帝都に帰る（レベリヤ地名の南方にて海上に出ウタ河の口又海に流る）無事難船の海辰小船出地及十八度二十八分の所に至りオホーツカ（地名）海の地と精測置き此度の書到来中に高

あり、まもなく海上深く沒すとの報二度に
伝はり、その後報なく、遂に行方不明
となれり。乍去、船の使を若干出だして
ヤカムシヤツカに向ふ。毎年ヨホーツカ
をカムシヤツカ港の船舶、二度に限る事
なり。去る二月の船舶、この月二十四日カムシヤツカ
のペーテルハウルス地名の港に着せり。波間報来る
ヨホーツカへの船舶、毎月一度毎年ヨホーツカに
来る。又帝都へトテルスブルクに
向ふ。毎年一度毎年ヨホーツカに到る。同所の
港水解すれども運送の船多くカムシヤツカに越年
あれども、ヨホーツカに至る迄、車馬を送る事能はず
この度中に見をもつて全くこれを出だす。船を
出だしてヨホーツカ港に着せり。ヨホーツ
カの長官第二等の中將ニイワケトフ出船
の前夫ヨホーツカに到り、新水戸報道の為の

港にての修理をもなし居たりし船にて出帆して石
下(?)にも船をも出して修理の出来ざる程の大破にも
なく唯食料にも乏しく[illegible]此港にて
越年しかし通運送船(テイヨ子イレウス)船二箇月にて
食料を積まいり[illegible]今度航海
測量を始むるよりホーフカより[illegible]唯一
足す所も帝都より副船来たる所のみなりしかば
船にて大臣帝王の命を請ひ[illegible]何れの処を
測量し何れの処を探索して出帆いたすべき
を[illegible]如何様にも[illegible]

始終[illegible]解せしは[illegible]
[illegible]不案内の所なれば
彼の副船を[illegible]原[illegible]測量にて
切[illegible]本船と一同副船の
[illegible]遺[illegible]此副船と帰
[illegible]宜[illegible]補[illegible]
[illegible]業[illegible]文帝(ホーフカ)[illegible]
[illegible]一度[illegible]一年[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]の如[illegible]

ヨホーフカより港を発し薪水食料を積み全部を
出帆せしめ（順風なるを待つ）
第七月の初旬（新暦八月下旬）
測量を終わるを待ち帰路方向に
我二月末より五月初旬その間
第二年の八百七年（文化四年）
出帆して帰路に就き
入るべき港を決定せんとせしに
バウルスの港（カムチャツカの海港なり）
且数日船中の食料を調達するため

ニコーンスタフト（北海道）港と
元ベートル
年を越せんと
進を相談して
調達するため

船を修理するためあるいは四
隻の二年の分食料を船に積み
毎日嵐雨
出航するも夜暗
ヨホーフカより
年七月カムチャツカ
嵐年七月第
と出発九月末第十月の
ヨホーフカ
九月の初
一つの入港
船長
海軍
船長
海軍
通船
船員
船
○
帰途海を航し出帆

て海辺見分ちかくまで行き測量
する事能はずして試験より帝去年亜墨利加合
衆国の遠洋を渡カムシヤツカ沿海船にて初め
て蝦夷を知り又新潟の海辺を巡行し
海上にて常に陸地を見ず
て帰途に載せたるが如く彼国渡海より西北
に向ふ事三千里の海路を経て
数千里アレウト諸島の海路を経て
長崎の湖路あり海を渡り
陸を経て海を離れること三十六年所々海の

中に二百年の魂をとどめて高麗に庵を結び
ひとりあるものを考合せて帝北海の
ことを知るべし 又書に波濤元滑
無しとある船の北海を高くみること
山と校閲せり

○ 安永七戊申年 安永八年ヒヤ コーク等カムチヤツカ人
ウルレヨン島にテイスコヘイイといふ船二艘の清国利益船
コーレ人といふ船にて寄十月北海北部
アフフカ地名カムチヤツカの南方にある港の名を出帆
ランデンの海にて訪討せし帰途ルリスコイ
の海にて訪討せし帰途のスムフテヨ

及第二灣のハラムシルの島を視終りて又東北に[illegible]風を[illegible]
暫く北東へ進み[illegible]取りて卅二
灣と[illegible]して後第十八二十六日 我九月二十八日 小狼出地甲度
西より東へ亞米利加の地名を見ると[illegible]の
東屋の地名[illegible]卅二度の[illegible]亞米利加
北の角灣を視んとせしかども風波の障りにて
[illegible]第二十三年を[illegible]コーレル米
九月の末 第十月末 にてアワツカの港を出帆し[illegible]石の
如く[illegible]第九十月 我八九月 の[illegible]イギリスの[illegible]
見[illegible]かくて 時 [illegible]明

ケーし
○千七百八十七年第八月中旬 天明七年丁未七月中旬 ラペロウセ 人名
[illegible]北緯 サハリ [illegible]松前の[illegible]海を航せし時アニワ
岬[illegible]スターテンレアイラント 第十九灣一名エトロフと云[illegible]スタ
テンエイラントハ[illegible]のトロウと[illegible]岬を[illegible]
十九日 七月十 八月 の[illegible]コムパンニイス灣 第十八灣一名ウルツプ
[illegible]コムパンニイス灣[illegible]マリカン 第十六灣一名 シモシレリと云
[illegible]卅二灣の[illegible]の海を渡る
[illegible]ラポウソレ海[illegible]
[illegible]見[illegible]厚

して遠近者多くて已むを得ざるカムシヤツカ引き連船を出す事九月初旬秋八月初旬の事

○甲冑サレイ（ヲエフ）（人名尚ほ詳なれども繼管の誤を疑ふ）青くレベリヤの東北海岸より出帆せしの地名明解海と云ふ

寛政元年より七百九十二年前八月二日（寛政元年五月カムシヤツカ六月二十日）

引のアニヲカ港を出帆東南の方に向ひ航せり陰雲多く風なし

翌二日の二十日（七月十日）地方に見て小船（七月十七日）

度二十八分の所に到る海水黄色なりしもの

る所海潮に言葉原に地方を見る事

なきを以て已むを得ざるなり（シヤーフカ地名）地方に

出でて海岸を見るに第七第十二緯の山岳高三

海の南岸を見るに雲霧深くして

うすき所有り潮流なきなり

○多七百九十六年（寛政元年丙辰）信尼利亞の船（ブロクトンと云）

函館松前の南岸ニヲルカーレス港を出帆松前の

南岸に到る（ヒヲルカ）

（此者ハツナシリと松前の端にして地続の地と云ふ）エトロフの西北海岸に出る事

而して東北の端のみ見ウルフ海の孤島なりと云ふ

シリの側と面白くケトイコ岩と浪華人
ウルブユトコフ第一クナシリの南岸を周回し
なる者の所在を尋ね探索を為し測量をなすを
望を失ひ帰船せり文化六年九月の末より十月の
始発江戸八月末出帆の事
○文化六年 文化二乙丑年 舟クルウセンステルン人名 ロシヤ人
カムシヤツカより帰航の途を辿り長崎に
着す 寄港の事 第二月の初江戸四月の末 の事
又小船を地に漕ぎ出し 五月の初 の事
て帰航せり 第七月の中旬江戸六月中旬
八月の末江戸七月末 なり長崎の港
に出る

日本地方の要塞利加尚船の梅井浪宮クリセイレ人名人
製造せしこと元亨年の頃の蛮船迫海の
事柄如何のあり や市中クルウセンステルンの紀行の
第二巻を読まれしを知る事能はず
○市井の人の全く存の為る事柄の抗を為すと
又言く蛮夷の地に渡り彼と未元知る者の
人をカムシヤツカの間を捜索せしを一人と
伴て帰る我国に来りしを番組
に申し出て長崎に推参云為
まさに所一として用ひ難き事原を彼ハ

カムシャツカの獵師ども　カムシャツカより　迫来
船更に海の年貢を取ること　長崎奉行　有力の役人
長崎　波地長の中にて天気好しと　外のみ
雲出でたれども海の色　蒼黑にて天気悪
しくなることと　覺悟せり　船の帆を
海に流すもの多し　海の波の荒きこと
のみ海の所在　ただ心を用ひて波ら
きまとるるなり　年貢を取る役人なるもの
又商船船頭の役人　おのおのとして用ひ　船頭
梅汁　長崎のアンデレイウと云者の　波を渡る　第七月の初

旬　我六月初旬　又船更地を渡海せり　今年船
頭　去年第七月　長崎六月　カムシャツカを出帆　雲利加
海帆　船頭　大雲　新潟
地　陸雲の船　本人
　　出海の雲　出海
年中　一年の中　二七月　晴天の候
の　海　海　長　命を
　　海　年貢
　　我　月の頃

又ハ船ヲ出シ測量ス船ヲ長ク繋ギ置キ海底
又ハ測量スルモノトモヲ乗ス必ズ年
ヲカケル所ニテ是ノ法ヲ考ヘ別ニ法ヲ
造リ測量ス用ヒタルモノトモ為ル事
測量ノ順序定ル事亦カムシヤツカ
出帆ニ津

○市井ノ業ヲ為ル者ハ船ヲ考ヘ先カムシヤ
別ヲ出帆シテ来ルニアラレヤツカノ名ヲ知リ
テズダヤツカ海ヲ渡リ来ル日ヲ測リ
海計ヲ西ノ方ヲ南ニ向フ城夷ノ領海ハ先年

黒船サレイテエフ人ノ視察スルトイフ者ヲ測量シ
北光丈ヲ以テ南ノ海ヲ測リ松ノ長ヲ又松
前ヲエトロフノ方ヲ測リ松ノ長ヲ測ヲ引ハ
ウセノ海峡（ヨツヤトハ既夷地ノ内）ノ方ヲ測リ小城夷地ノ長サ
中ノ穴難題ノ海長サンタリス海ヲ測リ紙ク
長ノ事ヲ為ル者ヲ為ル事ヲ欲セリ
○彼ノ所ノ北光測量ノ法ヲ定ル海ヲ船ヲ
カ里丈ニ命ジテ船中ニ用ノ事ヲ移ル用
ヲ屋ニ移ル所ノ第二月二十五日我月十五日水ヲ破テ
船ヲベートルハウルス港ニ入ツカヌ也ヲ第六月

又日我方十五日　又隙と称して出航せり

○本航の預定なるが如ナデズダ海峡又は沿岸の測量を
終えて第六月末日我方帰航途中の測量を
十五日
が終われば出帆載も四月二十七日和郎五月九日海
又測量高第十六浦ケトイ第十二浦レモレリ
一名マリカン第十七浦テリおり第十二浦ウルフプ
博第十一点ケ
第十八浦の港　の調査なり第七月十五日我二月以来
十日
初めて出帆せり先年中に報告の天
教に云う義浦にて知るべし
俄に時代到る故に本日出帆
恵封

第二浦の地名を記録し先我国日本の
第九に玉浦から本浦の同名なるもの
高千穂の如
此年源宗光に送り送七十四等諭し
書し事
今と云う事航に三十余年前の商船破損
イロレウと名ず源志を此舟師を失ち云ふ
第二浦地名イルコーフカ　送る
枝幽　イルコーフカ
所に居る事九十年後に女帝カリイナ波多を
ヨホーフカから出国に送り先是毒を与えて

屋ニ交易ト称免ヲ与ヘ遂ニ屋ヲ設ケ
地西伯里亜ノ事ニ関シ帝国ト接近
シ度者ナリ
又前年ニ清国利要塞威海衛ヲ占領
カラシメタル所ノ七百九十二年（紀元前）ノ秋
ニ至リ必用ノ決定ヲ以テ遼東ヲ還付
カタリイナヲ以テ日清講和条約ヲ結ブ者ト
雖モ遼東ヲ還付シ
スマシハ松前ノ北屋ヲ
兵礼既羅色関ヲ及ボシ遂ニ
屋

後節ニ於テ
切腹ヲ命ス
○西八百二年（文和二年）今帝ノ側用人
又後ヤ出世ノ
詳ナル又後
ヤ帝ヲ
ヤ出ル
ヤ
ヤ
ヤ
ヤ
ヤ
ヤ
ヤ

其大風波ニ因て破れ破船致して此の不幸ニ
因て日本人漂流の海岸ニ漂着の所ハ漂流の
節ニ於て送らせ遣し候所ニ阿蘭陀船ニ乗りて遣せ
（ナーヒヂダ レサノフ公 人）ニ而日本ヘ遣ス（カムシヤツカ 地名）ニ
海上ニ於て帰り候所より（ホヨレトフ）を船司として
商館の支配ニ宇て亜墨利加ニ乗り天より（ヲホーツ）
ロシア海上ニ見ゆる陸地（シベリア）亜墨利加ニ属して常ニ趣へ
（トルスブルグ）ニ帰らんとして赴きしに病をうけて
終に死去す又船司の（ホヨレトフ）死去（ホーツカ）にて
出帆して帳吏の後ニ就て日本人の村落を見物せし

小笠ニ越年より同年夏ニ至り漂着の者ニ因て
船を送るの後ニ日本の送致ニ以て松前の南
西の地ニして（サンガル 按ニ津軽の誤ならん）渡海の湊ニ而至る所
より至る所の方陸行ニ而日にて松前ニ至り此所ニて
彼（ラツクスマン 人名）日本の都府より差遣たる属吏ニ
對面ニて彼の執政より同人ニ出ある左の如

第一條

日本の外方ニ因て長崎の外我国ニ来
る異国人を捕へて生涯帰国を免さず按ニ
此事是も魯西亜人ニ者共ニ相談と兵ニ而其事の [illegible]

海岸ニ碇泊スル商船ノ人ヲ送ル事ハ
[illegible]
向後ハ長崎ノ外日本ノ海岸ニ来
[illegible]又ハ日本ノ破船ヲ救ヒ
[illegible]者アレハ日本ハ清国ニ
[illegible]ヲ報ス[illegible]

第二條

[illegible]ノ人ヲ送ル事ハ
[illegible]ヲ[illegible]ハ
[illegible]

[illegible]又[illegible]
[illegible]
又ハ外国ニ[illegible]
[illegible]者[illegible]
[illegible]

第三條

交易ノ中ハ我国ノ掟ニ[illegible]長崎ノ外ニ於テ
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]法解ヲ与ヘ[illegible]
入[illegible]

ニ於て付たる勘弁なる事も有

○ラフリスマンに仕諭し之を捨て千七百九十三年寛政五年癸丑
の秋ヲホーツカより船を出し漂流人を送りて日本へ
来り観しむ事を盡し日本に漂流せし者の中より都て
波国の音を以て一同参府し右船奉行に寄附
あるをもつて贈りなり文雅の音物と呼ぶ
唯道識あるものにて日本の風俗を伝へ
郷細なる事ども詳に記し彼の国都に至り
何故女帝ラツクスマン氏の海船を遣りて
遣らしめしや其理を以て帰都の国の

ニ膝本にてホオレトフ及びグウエトフ人名が紀行の序
名ノ律書に海上総督の理官シスコフの名なり若しレサノフ并にホオレトフ
カ世に於ても清人の新撰を謹て知る所なり故人
とも見られ返識多く二家の数書ホヲレトフ
人名の所為を大いに悪み候て論を待たし
明なるも文義も熟覧し其の非を責め論をなさ
○ヲ今船出来の由を聞置き候の命を蒙り
まさしく其の風聞の由を日本へ振舞ける
ヲ使及び其ホオレトフの彼地にて訊問し
取次並に三十余年の間幾度も漂民を送り

しと言ふ所なり（オレトフと日本語梅汁液色
と呼ぶ所なり（ホオホトフ南洋液）日本人（我
誠）に全く自己のことを出すことなり
是一國の主張なり（ラッパの船を以て他邦を
侵すなり）ハンヤ又必國論を見て亦國の廣大
なる武威の絶倫なる事は全く彼の
自己の所為なりと論を為
為すと知る為（梅汁液の作る事
始めカムシャツカより来る商船の後人（マスニフと
以て為す所なり（ホヲシトフと

言民同居者（若干海岸の法を学ぶ日本
人の指を人言するを要と日本人（今為す
ものを強者と為すと日本人（今為す
謂て日本人（應對するなり）此の法律の命令して
人の法律なる高の通ずと雖も日本
波の銀人強ちこれを為す事
言ふ（お遠ゆなり

エトロフ島より日本の後人（應對為す
ラソラ人と應ずるなり

○第六月十七日（我青九月）の無後エトロフ海の編を見る

高くして清潔の砂濱の遠く延て海と江を
隔て元来清潔のシャナと云る港を擁して曲湾
をなす海の如く小なる陸の地を全く引込
如く見えて平舟フロリトン如き港なるを
港なるを知て彼の到着地を所
高く引用なる地を エトロフの一端として
居る高く地を離れたる
多の岸海に近く陸地と成て
人家二艘の小舟海を渡来し国
出港して帰来人の注張せし居る清

井ツゲ如き人家モール如き茅葺掛小屋のナウ
方を見て陸地遣りて先を陸地遣りて市陸の
指て小舟をおして我船と迎て来
を解せて乗り移り我舟を高陸迄
官のヤクウスキン如人を連て乗て海に出て小舟に乗
乗て清潔に先の舟を助け急に自分と
陸に上り出て少舟に先て出て我舟に乗り
二艘とも陸地をすて清潔に帰る小舟にやうく

忍居し上陸して兵を見るも宜けれやモール奴も同な
会て應對の置帝是をかへ大て能き取ゆけて於く
モール来て帝まいふ歩き此度は我か所等三名の者ワリツ
人居りより見て其處風波の危き所に流れ寄る事
日本人九年間も捕へられ是にて漸く放ちして我國に
返されして今度は日本人を以て命して飯の事
我等に穢り出て難きを見る事共と宅遍の日本人
助け候所を叶へ被て飛給ふ上陸せしめんるを救ひて
承立ゆ時まで出る上陸の益様中居てあらんとして
忙くモール奴て何し四ヶ月ヲラリワン人をも飯とや

多くに何程の帝の首要なる受けて日本人を應對
申しや強く漢の人數を引き連れ其の惑を
引加し多くや又ヲラツワン人十人をも引き連れて参りまし
何程出て引連返して帝まさるを過ぎる此面向
申しゆきしモール若く兄し帝にまるを申して歩まて
引返させし脱病者切りて我の首を要し上陸せし
むるまでも帝の船將寄しまでも負しモール
の通辞より前後の思慮もなく帝まで振舞
之為事を慢てし大事を從へて之に偏へて付けて置
執せんとしておれ帝對して云ふまで其處モール帝て

掲示し彼等訴ける所有の書取りしかり
三人陸地を離れ海辺に立て居たる者有之
冑を着し長短の剣を帯し鉄砲を持てる者凡二
十人銘々鉄砲を列をなして立並ひ是も鉄砲を
持ち右の仕方は異人の礼式を探り号令に依て
様々の形をなし彼ら右の式を領の者に示して
揚け鉄砲を放ち国書其外仕方を示したるを
以て彼ら礼儀を尽したる心得て人を遣し知らしむ
彼方の王宰相又一人かくし御用の役を解きて
我等同所の役人共を引連れ人数と共に用事

らは此度の事に逆らひを拒み交易の義を申来る
者あらは此方にて辞退の方にて申へし
べからく此方中の事ある時は破りに参るへし
日本にて船懸りより港を尋ね彼らを求めん
かの為に前にも所々の国々を探り又かの御沙汰
出帆せし事斯の如く言ひ船のまゝ港を尋ね
詳しく承りたしと申て精々問合し
言ひ聞かせとも命し承り彼ら此方の申候を
申付の旨を以て申含め候処通詞にて申候
の趣を以て異国と問合せ言語の通せさるを以
て大解しかたく候て法を定め都て鎮守を定めたる分
此外其外仕へし心を痛めたる由申して此船は商船
にあらす帝の船にて又かくの如く申来りし

ミ事ハ中華を始長崎へ通ひて漢文の交易所の
船着くまことに此の如く日本人の本志にてよく
要とし栄ふるのミを見んや是は大二三年以来織物
の類当時ニ来て此外の材木を製して一ヶ年に
何ぞ高き物を悪みて是を反す事人家を焼の利を
諸績織物を以て貨殺して銭の商料を取の事を以て
済しまた諸民を日本の実に従ひ絹を厳禁の乳始
も秋の末より是より日本地を紅の事ありける
日本商人を亡ぼしたる金料を利して交易する事能はず
此の乱世に其の風にして日本地より金料并

蘭国の名を積みくる船の事は蘭人の種々と
来たる績物ならびに器財の学業にて此風儀此凡
来る事み也は必々人をも更に其しも事時
の事を八なりとも選慮し此節と二ツのうちの
人の事を撰み悪しき事を是を弁ずるなどとも
やむなく国々に心得て一つ事を生じうつつ人
に見るもの事に応ぜる者を勧めて細民を扇動して
日本人のもと解せざるもやむをえざり是までも
彼ら此の日本人に若し日本国の異なる事を
せんとする事を八年に何服を兵にて織る様をなせしやと

伊斯波尼亜を知りそれより遁れ出大臣五艘ありとや
又十艘ありやと伊斯波尼亜にて召寄多かり
国に参られ候て伊斯波尼亜にて子を誅せんとも此国
して日本人は伊斯波尼亜の帝より借りし二艘の小船
様出して日本人は御前に出て候哉御疑
計の帝王大国の王にして人数も又勝れし
御国の村落を鍼召し商船にて人は帝王の
役人あまた商人共を捕ふとおぼしくも右
一己の所為ならずと知り国にも我役人の知り
為すものと思ひ問ひたり帝王よりこれを知らさる

一所なり旅ゆき悪事を為し多くの津軽に来て
五拾人を以て刑せしむ二艘にて彼等の約の所
役人旅人を殺して候とも二艘の船二艘ともに長崎
参りて其後事をも見知りぬ此しし我国王
室に日本人は戦ひに敗れしを其意を述べ
赤蝦夷の年に商船の船を返し候ひて理を尽し
くせしに日本人の恵み深くありけるを以て今
神の道に信をおきて命ありけるに人々の心を
商の事なり捕らへてホーレトフ捕へ置ける
二人の日本人は今に存して帰りける帝王も彼者を

ウヰルデコノーフローリ

カムシャツカ人常食にするのちり拾
姫皮の方言アンラン豆百合の根とよ
若葱等一陶のサギ等を煮製したるおし

是を一把ちかえこりて文長崎の旅所をえんこゝろし
を無るれ事に銭をこさ如く得て此分らせて旅所にて
其成て廃絶せる事なる而御の芳簿を以て蔵し而て
数に依ても寺をもる入一つ之に創りし活躍向かひし窓
あけむえんりハ唐文行を在るもし住て長崎の雅る
所のし東回もやにも盛なる四晋を定めりすてはたく
銭寺て脚を中にてお遊ひて安任せてけ定の中
出て大なる爐ありて三十劍の態の内よゝく元の寸を
売りて佳り名るおありて長崎旅す名力をも暖し
多くも其波を銭役を運ひて空通のまのことを紛れ

日本にてて暮の夜の邦の陰にまいらしても無益なる
事とも謝し別れを告げ再会を期して立もお祖く
帰りき

○長崎ゟの港には波長寛も通詞せり清商の往来
唐船の人の長ト ヨン名人とも以茶を極め人の巌も博く茶を出る
清まうし事の側に通すまなりけ此清の唐船人凡千男女五千人
計あり以後しも日本人ゟ
巌とし堅例せられて日本人の云かくいふ事に唐をなす
待を動かしも時に皆一所に残居して文殊に文跡そこそこに
待て別に見る事物ともなさせ唯御を付け文殊に事を誤れる
紀氏と依りせ又銭然の唐船人銭多く向てあ云様も日根の御分り
長波に流れせれ是を認め銭然の唐船人とめて
若し日本人に悦るもかぬの患もあきあかし

而も本形ハ書画とハ申らぬ見えず銭ノ陽にて
あきらかなる銭ノ解ニ解テ聴之と云たるもの画ハ
の事ハ爰にありや波娑迦人の云ふ事ハ人々
僧祇部ノ人ヲ御引通而かくして在ハいふことし
とハいふ様やうもの先年ノ二股の形の
如く乱頭とも分元に鏡ハ見ありハすなへ二ノ乱
時の事ありしと書ありて持る形ニ相違し
宛ハ其内ノ人ハ尚銭寺ノ内ニ種々の形をなし
此くありて先づ銭ノ形ニ書是と云ハ皆ゑなり
○銭鋳陰ニ形ノ陽ニして夜ニ宿る事也

内ニ書きし波沙ノ人（男或人（女或人（男女の小女を連れて
本形ニ書きし男女の姿ある僧祇部を解して
異る事も書しける僧祇の長男をフレベフの上
此く書連而飛書を持其上に書しけれ僧祇部
人（ ）へ書てきさしさしたるものを以て
書き銭ありて先難を御又何も先到少年を
以てフレベフニ持るを云ハ連も其後の母へ言も
見られ書持古難を書く事ニ御座候ニ上も
の法ニも綾の端ニ用ゆ術を知しれる所をなす
祥稱の事之ありて糊を計ニ書して置て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

上と共に知る所なり去年の夏頃より遠江出張の海陸運輸事務を命ぜられ
捕元金年七一発を投じ[illegible]ホオシトツ丸物の改革を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を四年にて家をもし精家学をもし腹夫
令和私にて学ぶ学ぶこと
陸奥ヨリ出ル人ヨリ聞ク
答恵交易所にて
市場を海の方へ移す
○第二月十日 増青の船海上辞すれば風もなく
はまを出船する為船頭
聖五郎と共に船に乗り
出る日和の私に
お取り食事の後を
風もなく八帆をあつさせ海を
セリ又書付さまに冊測迫り
見まを見て白船を
見まを昨夜私に
アレキセイマヒモウ井ツ人名と云 壮年二人 女数人
来まを見て男子の服を
着して唐地に
見セリ婦人の羽織
マゼーバカーイ 揃く海路の者 坂夫の方云ふ エトヒリカ
の噴と云て
腰

老爺ノ居セリレーウ海獺ノ皮ヲ着ル筒の袖
長き襦袢を着ル件 エサウル 極北洋にて名 老人の者を云う
是なりしか我等先進し漕ぎ
ゆきしに彼の者ら前に進み四人の印の如き海を渡
れとなり国くに是なる人の前出ると
所れなるの男子 此エサウルを年齢六十七
ばかり長き座敷の貴と云て婦人おあを腰
掛ける組ゝ高きまくら枕を置き居る者の数十名
満ちし其一組一組の国の事を引くの如く
又如ゝ云ふ所沢の婦人の婦人の長の

国幅百計華ゝ東と有保養波号高物
ゝ鉦鐘を鳴ス言合ゝ答意とおゝ保えて
打事ゝ世義ゝ世事の者ゝ方ちゝ又師
華ゝ高人の使ゝ行ゝ先ゝ
○市先波ゝ日ゝ人の振ゝ家ゝ仏ゝ沢ゝ日ゝ人の船
ゝ焼酎ゝ碎ゝ沢ゝ今ゝ国ゝ逃腰ゝ
使ゝ者ゝ日ゝ人ゝ眠ゝ
御ゝ使ゝ者ゝ使ゝ
事ゝ国ゝ流ゝ海獺ゝ人ゝ振ゝ使ゝ
ゝ使ゝ海獺ゝ人ゝ日ゝ人ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中ニ人ヲ生ジ腔腸ヲ設ケ之ニ脳髄ヲ設ケ意志の
ありて日用の器械師ハ何ト其を称センヤト
問フニ初メ意ニ血ヲ充タシ手ニ浮血セー
及其ニ手ニ付キ之ヲ問フニ波波斯張ニ熱シテ
弁ニ之ヲ解セシ市ニ之ヲ見ルニ剣ヲ
食ニ唯肉脱ニ有リ コノ頃ニ在ルブランド
ヒヒ氏ノ話ハ新ニ波波斯張ニ熱シ
ニ有ル人ニ彼ノ物用ニ在ルものなりと云フ
此話ハ今の話と共ニ其の際混雑して
なり云フ彼ハ立ノ話もあり云フ

抜ヲ用ヒ其ノ器械ニ設ケ之ヲ乳ヲ彼ノ生国界
十三歳ノ子ノ達ハ此ヲ以テ常ニ市ノ向ノ
陰ニ行ク人ノ婦人ニ見テ少ノ為ニ
ニ逃ル其ニ原ニ始メテ必ズ日ノ
今ノ為ニ原ニ脳髄ノ使ヲ為ニ
明ニ使ニ使フ為ニ物ヲ此ニ用ヒ人
事ノ為ニ此ニ使ヲ為ニ
風ヲ使ヒ之ニ云フ今日話ヲ
八百屋ニ使ヒ見ル命ハ此ヲ穂ノ人ニ
為ニ使ヒ意ニ出ル命ノ紐ヲ解ク

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と所々に浦々の間で漁夫の間一人
宿屋に客とウルフブ源の船を聘傳物をも
殺元又フーレベフと部屋時屋元の者
なりやと仰る宿元を知る事
元を論ずる論ずるアレキセイ各人一人
宿屋に客を見る日の人に概ね岸と安
ミルヘルフ前に主中の一人高
知る事フーレベフと移り大墳と
海元を海船動人を所を見を見を数
海屋より又人を海前に大墳海一投所

遣尼日本紀事卷之一上編

早稲田大学図書館
011688998800